

■平成31年度利用者負担額について(平成31年4月1日現在)

1.1号認定(認定こども園(教育部分)、新制度に移行する幼稚園)

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、国が定める基準額を上限として、各市町(府中町、広島市)が定めることとなります。平成26年度までは各園で定めた保育料に対し、私立幼稚園に関しては就園奨励費で保育料・入園料に対する助成が行われていましたが、平成27年度からは市町村民税額により保育料が決定するため、就園奨励費制度はなくなります。(新制度に移行しない私立幼稚園についてはこれまでどおりです)

- ・利用者負担額はお子さんの扶養義務者のうち、同一生計の父母(世帯状況によっては祖父母も含みます)の市町村民税額の合計額によって決定します。
- ・4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌3月は当年度の市町村民税額により決定しますので、9月から保育料が変更となる場合があります。
- ・府中町の幼稚園においては、認定こども園つばめを除き、平成27年4月時点で新制度に移行する幼稚園はありません。なお、公立幼稚園は新制度に移行しますので、町外の公立幼稚園を利用する場合も下表の利用者負担額が適用されます。
- ・多子軽減について、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合は、この範囲内で最長年の子どもから順に2人目の利用者負担額は半額、3人目以降の利用負担額は無料となります。

2.2号認定・3号認定(認定こども園(保育園部分)、保育園)

保育料は、基本的には児童の保護者(父母両方)の市町村民税額の合算により算定しますが、保護者の所得状況によっては、同居する祖父母等の所得により算定する場合があります。

保育料の算定にあたり、調整控除以外の税額控除(住宅取得控除、寄付控除など)は適用されません。

・保育料は4月1日時点の年齢により決定されますので、年度途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は3号認定(3歳未満児)の保育料となります。また年度途中で入園した場合も当該年度4月1日時点の年齢により決定されます。

・病気や家庭の事情等で保育所等をお休みしても、出席日数等での日割はありませんので、在籍している限り月額保育料がかかります。

・4月～8月は前年度分の市町村民税、9月～翌3月は当年度の市町村民税額により決定しますので、9月から保育料が変更となる場合があります。(年度途中で税額の変更が生じた場合は算定基準月まで遡って保育料の見直しをします)

・多子軽減について、小学校就学前の範囲に保育所や認定こども園、幼稚園を利用する子どもが2人以上いる場合、2人目は半額(100円未満切捨て)、3人目以降の保育料は無料となります。

3.保育料の支払先

私立認定こども園は、利用する施設・事業者が支払先となります。私立保育園、公立保育園、公立認定こども園の保育料は、各市町が支払先となります。

4.その他

標準時間とは1日の保育利用可能時間が7時～18時の最長11時間、認定こども園つばめおよびチェリー保育園の短時間は8時30分～16時30分の最長8時間です。

【府中町利用者負担額】

階層区分	税額	1号認定	国基準
1	生活保護世帯	0	0
2	21 市町村民税非課税世帯	2,000	3,000
	22 所得割非課税(均等割のみ)	3,000	
3	31 所得割 24,301円未満	4,700	16,100
	32 所得割 48,601円未満	5,300	
	33 所得割 57,001円未満	6,800	
	34 所得割 67,001円未満	7,700	
	35 所得割 77,101円未満	8,900	
4	41 所得割 97,001円未満	13,600	20,500
	42 所得割 133,001円未満	15,500	
	43 所得割 169,001円未満	16,200	
	44 所得割 211,201円未満	18,600	
5	51 所得割 301,001円未満	19,800	25,700
	52 所得割 301,001円以上	21,500	

税額	2号認定		3号認定	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯	0	0	0	0
市町村民税非課税世帯	3,000	2,900	4,000	3,900
所得割非課税(均等割のみ)	7,400	7,200	9,000	8,800
所得割 24,300円未満	9,600	9,400	11,500	11,300
所得割 48,600円未満	11,800	11,500	14,000	13,700
所得割 57,700円未満	13,800	13,500	15,800	15,500
所得割 67,000円未満	15,700	15,400	17,500	17,200
所得割 77,101円未満	18,200	17,800	21,000	20,600
所得割 87,000円未満	20,700	20,300	24,500	24,000
所得割 97,000円未満	23,000	22,600	29,500	29,000
所得割 115,000円未満	25,500	25,000	34,000	33,400
所得割 133,000円未満	26,300	25,800	38,500	37,800
所得割 151,000円未満	27,000	26,500	43,000	42,200
所得割 169,000円未満	27,500	27,000	44,500	43,700
所得割 202,000円未満	27,900	27,400	51,500	50,600
所得割 235,000円未満	28,200	27,700	53,500	52,500
所得割 268,000円未満	28,500	28,000	55,300	54,300
所得割 301,000円未満	28,800	28,300	57,300	56,300
所得割 397,000円未満	29,100	28,600	58,700	57,700
所得割 397,000円以上	32,000	31,400	61,700	60,600

【広島市利用者負担額】

税額	1号認定	
	私立幼稚園	公立幼稚園
生活保護世帯	0	0
市民税非課税世帯		
市民税均等割額のみ課税	3,000	3,000
所得割 39,601円未満	3,230	3,230
所得割 44,101円未満	3,690	3,690
所得割 48,601円未満	4,440	4,440
所得割 54,001円未満	5,200	5,200
所得割 59,001円未満	6,260	
所得割 64,001円未満	7,650	5,510
所得割 77,101円未満	7,830	
所得割 79,001円未満	16,750	
所得割 211,201円未満	16,900	
所得割 270,901円未満	21,300	8,800
所得割 270,901円以上	22,100	

税額	2号認定		3号認定	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯	0	0	0	0
市民税非課税世帯				
市民税均等割額のみ課税	5,250	5,150	7,200	7,050
所得割 39,600円未満				
所得割 44,100円未満	6,050	5,900	8,000	7,850
所得割 48,600円未満	7,250	7,100	9,200	9,000
所得割 54,000円未満	8,450	8,300	10,700	10,500
所得割 59,000円未満	10,200	10,000	12,200	11,950
所得割 64,000円未満	12,450	12,200	14,250	14,000
所得割 79,000円未満	17,050	16,750	18,750	18,400
所得割 97,000円未満	19,850	19,500	23,850	23,400
所得割 114,000円未満	21,200	20,800	29,750	29,200
所得割 133,000円未満	22,600	22,200	35,800	35,150
所得割 151,000円未満	24,000	23,550	41,600	40,850
所得割 169,000円未満	25,300	24,850	44,500	43,700
所得割 205,000円未満	26,650	26,150	49,800	48,950
所得割 256,000円未満	28,500	28,000	52,450	51,550
所得割 301,000円未満	30,300	29,750	55,450	54,500
所得割 397,000円未満	31,250	30,700	57,250	56,250
所得割 397,000円以上	34,050	33,450	62,400	61,300